

基準 2

「退院調整が必要な患者の基準」

入院前にケアマネジャーがいない場合
(介護保険の認定を受けていない、またはケアマネジャーが
決まっていない患者)

→下記のいずれかにあてはまれば、本人や家族の同意を得た上で、患者の
居住地の市町役場に介護保険申請等の相談に行くことを勧めて下さい。

退院調整が必要な患者の基準

- ①立ち上がりや歩行に介助が必要
- ②食事に介助が必要
- ③排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
- ④日常生活に支障を来すような症状がある認知症
- ⑤在宅では、独居に近い状況で、調理や掃除など身の回りのことに
介助が必要
- ⑥ADLは自立でもがん末期である。
- ⑦新たに医療処置が追加された（膀胱バルーンカテーテル留置、
経管栄養、吸引など）

《参考資料》

40歳～64歳（第2号被保険者）の場合は、下記の疾病が介護保険の対象となります。

- ①がん末期
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症